

# 事業実施計画総括表

総括表

（協議会名：

）

番号	市町村名	取主体名	取組内容	対象畜種・作物等名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費 (円)	負担区分 (円)				完了年月日	備考	
							国庫補助金	道費	市町村費	その他			
		事業費計											
		附帯事務費											
		市町村計											
		事業費計											
		附帯事務費											
		小計											
		事業費合計											
		附帯事務費計											
		総合計											

(注) 1 本表は、事業実施主体である協議会ごとく作成し、補助金交付を申請する市町村ごとに計を付すこと。

2 「取組内容」欄には、取組主体が行う主な取組内容を記載すること。

3 「対象作物・畜種名等」欄には、対象となる具体的な畜種・作物等名を記載することとし、複数作物等を対象とする場合には併記すること。

4 「事業内容」欄には、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を記入すること。

納 税 対 応 状 況 申 出 書

年 月 日

北海道知事 様  
 （ 総合振興局長（振興局長） ）

補 助 事 業 者（団体等名及び代表者氏名） ㊦

事 業 実 施 主 体（協議会名及び代表者氏名） ㊦

取 組 主 体（団体等の場合は団体等名及び代表者氏名） ㊦

納 税 対 応 （ 予 定 ）		該 当 項 目
1	免税事業者	
2	簡易課税制度適用者	
3	一般事業者	
	（1）課税売上割合95%以上	
	（2）課税売上割合95%未満	
	ア 一括比例配分方式	
	イ 個別対応方式	
	（ア）課税売上対応	
	（イ）共通売上対応	
	（ウ）非課税売上対応	
4	公共法人等で特定収入割合5%を	超える
		以下

注1 この様式は、補助金等交付申請書提出の際に提出すること。ただし、申請時に3及び4に○印を付けた者については、該当の有無について明らかになった時点で再度提出（3のうち(2)のイの(ウ)以外の者を除く。）すること。

2 1又は2に該当する者は、3及び4の記載は不要。

3 1又は2に該当する以外の者が4の「特定収入割合5%以下」の場合は、3の該当事項にも記載すること。

4 補助事業者が事業実施主体の場合にあつては、「事業実施主体（協議会名及び代表者氏名）㊦」の記載は不要。

5 補助事業者と事業実施主体が異なる場合（間接補助金の場合）にあつては、各事業実施主体ごとに作成するとともに、取組主体毎に作成すること。この場合、「補助事業者（団体等名及び代表者氏名）㊦」欄は補助事業者名のみを記載すること。


別記第2号様式（第6-1関係）

（記号）第 号指令

（補助事業者）

年 月 日に申請のあった畜産環境対策総合支援事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

北海道知事   
（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費			補助金の額	完了期限
	区分	事業実施主体 (協議会)	金額	金額	
			円	円	年 月 日
合	計				

- 2 補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。3及び4において同じ。）は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければなりません。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- 3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、知事（総合振興局長（振興局長））にあらかじめ届け出なければなりません。
- 4 補助事業者は、前項により契約しようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け農産第3508号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付等要綱」という。）別記様式第2号による農林水産省の機関から及び国土交通省北海道開発局の機関から指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については競争入札等に参加させてはなりません。
- 5 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、交付等要綱、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け農産第3509号、畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知）、事業事務等取扱い及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 6 次の各号のいずれかに該当する補助事業等の内容を変更するときは、知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けなければなりません。
- (1) 取組主体ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
- ア 事業費の30パーセントを超える増減。
- イ 補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増
- (2) 補助事業等の内容の変更
- ア 事業実施主体及び取組主体の変更
- イ 成果目標の変更
- 7 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事（総合振興局長（振興局長））の承認を受けることができます。
- 8 知事（総合振興局長（振興局長））は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容

を変更し、又は条件を付することがあります。

- 9 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けなければなりません。
- 10 補助事業等が期限までに完了しないと見込まれるとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、その指示を受けなければなりません。  
ただし、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって報告に代えることができます。
- 11 補助事業者は、事業実施年度の12月31日現在において、交付等要綱別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに知事(総合振興局長(振興局長))に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。ただし、概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告に代えることができるものとします。
- 12 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 13 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 14 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 15 補助事業等に係る建設工事が完成したとき又は機械器具等の導入等が完了したときは、速やかにしゅん功届又は機械導入完了報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。
- 16 補助事業等が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。  
また、補助事業の実施期間内において会計年度が終了した場合は、翌年度の4月10日までに交付等要綱別記様式第8号による年度終了実績報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。
- 17 補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
- 18 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第3号様式によりその金額(実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。  
また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月31日までに知事(総合振興局長(振興局長))に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
- 19 補助事業者は、当該補助金の額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事(総合振興局長(振興局長))に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出するものとする。
- 20 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 21 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 22 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものについては、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)は、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではありません。
  - (1) 不動産
  - (2) 前号に掲げるものの従物
  - (3) 1件あたりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- 23 前項の規定について、補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載している場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受け

たものとしします。

- (1) 担保権が実行される場合は残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
  - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 24 22の知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 25 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 26 補助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければなりません。
- 27 補助事業等に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、処分を制限された取得財産がある場合、上記の帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管し、当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければなりません。なお、帳簿、証拠書類、証拠物、台帳その他関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができます。
- 28 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、27に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければなりません。
- 29 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。  
なお、この場合において、「知事(総合振興局長(振興局長))」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとしします。
- 30 この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければなりません。
- 31 補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
  - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
  - (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等(道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
  - (4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事(総合振興局長(振興局長))の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事(総合振興局長(振興局長))の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 32 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 33 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 34 地方公共団体である補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付等要綱別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければなりません。
- 35 第11項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

注1 補助事業の内容が間接補助事業のみの場合にあつては、第14項を次のように変更して使用すること。

14 補助事業者は、事業実施主体に建設工事の完成及び機械導入の完了した旨を届けさせ、検査等を行い、しゅん功届及び機械導入完了報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。

2 補助事業の内容に間接補助事業を含む場合にあつては、第14項に次の事項を追加すること。

ただし、間接補助事業の場合にあつては、補助事業者は、事業実施主体に建設工事の完成及び機械導入の完了した旨を届けさせ、検査等を行い、しゅん功届及び機械導入完了報告書を知事(総合振興局長(振興局長))に提出しなければなりません。

3 補助事業者等が補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請した場合は、第17項及び第18項を削除すること。

4 間接補助事業等の場合は、第17項及び第18項を次のように変更して記載すること。

17 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

18 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額(実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月31日までに知事(総合振興局長(振興局長))に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事(総合振興局長(振興局長))に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

（記号）第 号  
年 月 日

北海道知事 様

（ 総合振興局長（振興局長） ）

補助事業者名 ㊤

年 月 日付け（記号）第 号指令で補助金の交付決定を受けた  
事業について、次のとおり補助金に係る消費税等仕入控  
除税額を報告するとともに、その金額を返還します。

記

1 補助金の確定額	金	円
2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係 る消費税等仕入控除税額	金	円
4 要補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合には、その状況を記載

[ ]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合には、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合には、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合には、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

注1 この報告書には、3の金額の内訳を記載した書面（別紙「補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳」）を添付すること。

2 間接補助事業等の場合にあつては、集計表（各事業実施主体ごとの1から4までの事項を記載した書面）を添付すること。

（記号）第 号  
年 月 日

（補助事業者） 様

北海道知事 印

（ 総合振興局長（振興局長） ）

補助金の交付の決定について（通知）

年 月 日申請の 事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

この補助金は、申請により概算払をしますので補助金等概算払申請書を提出してください。

（ 部 課 係 ）

注 概算払以外に通知する事項がある場合には、記以下に適宜通知事項を記載すること。

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の 事業に係る計画の変更については、これを承認します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

( 総合振興局長(振興局長) )

この承認の内容は、 年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

( 部 課 係 )

注1 この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。

2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の 事業に係る計画の変更については、これを承認します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

( 総合振興局長(振興局長) )

この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

( 部 課 係 )

注1 この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。

2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

(記号) 第 号指令

(補助事業者)

年 月 日申請の 事業に係る計画の変更を承認し、  
 年 月 日付け(記号)第 号指令の補助金「金 円」を「金 円」に  
 変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

( 総合振興局長(振興局長) )

- この承認の内容は、年 月 日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。
- 変更後の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助 事業 等名	変 更 前					変 更 後				
	補助対象経費			補助金 の 額	完了期限	補助対象経費			補助金 の 額	完了期限
	区分	事業実 施主体 (協議会)	金額			区分	事業実 施主体 (協議会)	金額		
			円	円	年 月 日			円	円	年 月 日

( 部 課 係 )

- 注1 この様式は、補助金等の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。
- 注2 この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。
- 注3 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。



事業遂行状況報告書

年 月 日

（ 北海道知事 様  
 総合振興局長（振興局長） ）

補助事業者名 ㊤

年 月 日 付け（記号）第 号指令で補助金の交付の決定を受けた 事業  
 に係る遂行状況について、次のとおり報告します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 事業完了予定
- 3 実施状況

年 月 日

年 月 日現在

費目	取組主体名	工種	実施計画		で		進捗率 B/A	支出済額	備考
			事業量	事業費 A	事業量	事業費 B			
				円		円	%	円	

注 補助事業等執行遅延（不能）報告書に添付する場合には、標題及び記以下の事項以外の部分を削除して使用すること。





（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令による 事業  
に係る補助金の交付の決定を、次の理由により取り消します。

年 月 日

北海道知事 印

（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

（ 部 課 係 ）

注 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令による 事業  
に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金金 円の  
返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（ 部 課 係 ）

注1 この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。

2 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 印

（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 変更後の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業等名	変更前					変更後				
	補助対象経費			補助金の額	完了期限	補助対象経費			補助金の額	完了期限
	区分	事業実施主体 (協議会)	金額			区分	事業実施主体 (協議会)	金額		
			円	円	年 月 日			円	円	年 月 日

（ 部 課 係 ）


- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。
- 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
- 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
- 4 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の 事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金 金 円の返還を命じるとともに、補助金「金 円」を「金 円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事   
（ 総合振興局長（振興局長） ）

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。
- 5 変更後の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業等名	変 更 前					変 更 後				
	補助対象経費			補助金の額	完了期限	補助対象経費			補助金の額	完了期限
	区分	事業実施主体 (協議会)	金額			区分	事業実施主体 (協議会)	金額		
			円	円	年 月 日			円	円	年 月 日

（ 部 課 係 ）


- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合（ただし、額の確定後は除く。）に使用すること。
- 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
- 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
- 4 表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。
- 5 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号指令の  
事業に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとお  
り変更します。

年 月 日

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

1 削除事項

(1)

(2)

2 追加事項

(1)

(2)

（ 部 課 係 ）


注 この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に  
使用すること。

(記号) 第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号指令の 事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北海道知事 

( 総合振興局長(振興局長) )

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由
- 3 返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長(振興局長))が発行する納入通知書により納付すること。
- 4 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

( 部 課 係 )

- 注1 この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合で、額の確定後のものを使用すること。
- 2 変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
  - 3 「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
  - 4 この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。



(記号)第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け(記号)第 号指令の補助金に係る  
事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付け  
られた条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行  
することを命じます。

年 月 日

北海道知事

( 総合振興局長(振興局長) )


( 部 課 係 )

(記号) 第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け(記号) 第 号指令の補助金に係る  
事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及び  
これに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるの  
で、当該事業の遂行を停止し、次のとおりその是正措置を講ずることを  
命じます。

年 月 日

北海道知事 

( 総合振興局長(振興局長) )

1 講ずべき是正措置は、次のとおりです。

(1)

(2)

2 是正措置は、年 月 日までに完了させること。

3 是正措置が完了したときには、直ちに、その旨を知事(総合振興局長  
(振興局長))に報告すること。

4 この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の  
全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付さ  
れた補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

( 部 課 係 )

注 講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。


別記第12-3号様式（第15-3関係）

（記号）第 号達

（補助事業者）

年 月 日付け（記号）第 号達で命じた事業の遂  
行の停止を解除します。

年 月 日

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

（ 部 課 係 ）

補助事業に係る機械導入完了報告書

(記号) 第            号  
                         年    月    日

北海道知事    様  
(    総合振興局長 (振興局長) )

(補助事業者名)    ㊞

年    月    日付け (記号) 第            号指令で補助金の交付の決定を受けた  
事業に係る機械の導入が完了したので報告します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 取組主体名
- 3 機械の導入状況

機械の名称	
規格・型式等	
購入価格	円
購入年月日	
機械の納入者	
確認又は検査の年月日	
確認者又は検査員の氏名	


- 注1 この様式は、機械を導入したときに使用すること。
- 2 同じ種類の機械を同時に数台導入した場合であっても、機械ごとにこの様式を作成し提出すること。
- 3 「機械の納入者」欄には、補助事業者が機械を売り渡した者を記載すること。
- 4 「確認又は検査の年月日」及び「確認者又は検査員の氏名」欄は、補助事業者において確認又は検査を行った場合に記載すること。





（記号）第 号  
年 月 日

（補助事業者） 様

北海道知事 

（ 総合振興局長（振興局長） ）

補助金の額の確定について（通知）

年 月 日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び実  
地検査）した結果、 事業に係る補助金の額を次のとおり  
確定したので、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

（ 部 課 係 ）

(記号) 第 号達

(補助事業者)

年 月 日付け(記号) 第 号で通知した  
事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付し  
た補助金 金 円の返還を命じます。ただし、次の事項を承  
知してください。

年 月 日

北海道知事 印

( 総合振興局長(振興局長) )

- 1 返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長(振興局長))が発行する返納通知書により納付すること。
- 2 返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

( 部 課 係 )

注 この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

(別添1)

別記第17号様式(第20関係)

### 補助金交付状況報告書

事業名

区分

事業 認定年度	市町村名	総事業費 (補助対象経費)	補助金交付 決定額	補助指令 年月日	補助金の 支出額	補助金支出 年月日	実績報告 年月日	補助金の額の 確定額	確定 年月日
		円 上段 計画 下段 実績	円 変更	変更	円 概算 概算 精算 計			円	
		上段 計画 下段 実績	変更	変更	概算 概算 精算 計				
		上段 計画 下段 実績	変更	変更	概算 概算 精算 計				
		上段 計画 下段 実績	変更	変更	概算 概算 精算 計				

注 区分(整備事業・推進事業)ごとに別様とすること。また、牛肉等関税財源分がある場合には、それぞれ別様とすること。

（記号）第 号  
年 月 日

（補助事業者） 様

北海道知事 印

（ 総合振興局長（振興局長））

財産処分の承認〔不承認〕について（通知）

年 月 日申請の 事業の財産処分に  
ついては、承認します〔次の理由により承認しません〕。ただし、次の事  
項を承知してください。

記

- 1 処分後、速やかに別紙「財産処分報告書」を提出すること。
- 2 処分により収入のあった金額の パーセントに相当する額を別に  
知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により道に納  
付すること。

（ 部 課 係）

- 注1 財産処分を承認する場合は、〔〕書の箇所を削除すること。  
2 財産処分による収入の返還を要しない場合には、2を削除すること。  
3 財産処分を承認しない場合は、本文中「承認」及び「承認します」の箇所を〔〕書によ  
ることとし、ただし書以降を削り、不承認の理由を記載すること。

別紙

## 財 産 処 分 報 告 書

年 月 日

北海道知事 様

( 総合振興局長 (振興局長) )

補助事業者名 ㊤

年 月 日付け (記号) 第 号で承認のあった財産  
を次のとおり処分したので報告します。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 財産の処分状況

物 件 名	処 分 方 法	金 額	処 分 年 月 日
		円	

注 処分に係る契約書の写しを添付すること。